判決 平成14年9月9日 神戸地方裁判所 平成14年(行ウ)第8号 破損箇所 復旧指示処分取消請求事件

文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。 2 事実及び理由

## 第1

被告が平成13年4月27日付尼道管第8003号で兵庫県a市bc丁目d 番 e 号先所在の街路灯 1 基について原告に対してした交通事故による破損箇所復旧 指示処分を取り消す。

## 事案の概要

本件は,原告が運転する車両が兵庫県a市bc丁目d番e号先所在の街路灯 「本件街路灯」という。)に衝突する交通事故を起こし,本件街路灯を破 損させたとして、被告が平成13年4月27日付尼道管第8003号で本件街路灯 について交通事故による破損箇所復旧指示処分をした(以下,「本件処分」という。)のに対し、原告が、原因者工事施行命令制度(道路法22条)に基づく本件 処分によって原因者たる原告に復旧を指示できるのは、通行機能の回復に必要な範 囲に限られるところ、本件街路灯は通行するのに必要な明るさを確保する機能に加 美観面に配慮された生活環境施設としての機能をも有しており、後者について は原因者工事施行命令制度によって原因者に回復を命じることはできないにもかか わらず、本件街路灯全体についての復旧工事を命じた本件処分は違法であるとし て、本件処分の取消しを求めた事案である。

## 争いのない事実

(1) 交通事故の発生

発生日時 平成12年10月2日午前1時ころ

1 発生場所 兵庫県a市bc丁目d番e号先路上

Ġ 加害重 普通乗用自動車(神戸54と0000、以下「加害車」と いう。 )

上記運転者 原告 エ

街路灯1基(本件街路灯) 被害物件

但し、本件街路灯は、夜間に人や車両等が本件街路灯付近の道路(以 「本件道路」という。)を通行する際に必要な明るさを確保するだけでなく 地域の住環境の向上や近隣住民のコミュニティ機能の向上を目的に、美観面を特に 配慮して設計されたいわば特注品である。

力 事故態様 加害車が本件街路灯に衝突したもの。

本件処分

被告は,原告に対し,平成13年4月27日付尼道管第8003号で本件 街路灯について本件処分を行って原告の負担で本件街路灯の復旧工事を行うよう命 自 じた。 (3)

異議申立て及び行政不服審査請求

原告は、被告に対し、平成13年6月21日、本件処分につき異議申立て をしたが、被告は、同年7月17日、上記異議申立てを棄却した。

で、原告は、兵庫県知事に対し、平成13年8月1日、本件処分につき 行政不服審査請求を行ったが、兵庫県知事は、平成14年2月25日、上記審査請 求を棄却した。

原因者工事施行命令制度によって,道路管理者が工事原因者に施行を命じる ことができるのは、通行機能の回復に必要な範囲に限定されるか否か。 (原告の主張)

道路法の立法趣旨は,交通の発達に寄与し,公共の福祉を増進することであ る(道路法1条)から、道路法が想定する道路の機能は、人または車両の通行機能 である。

また,原因者工事施行命令制度自体の制度趣旨は,そもそも道路の管理費用 は道路管理者が負担すべきものではあるが,道路の公共性に鑑みて,原因者の行為 により道路に損傷が生じた場合には、例外的に円滑な交通の確保・事故の防止の必 要等から、その道路につき、迅速に本来の機能を回復するための修理を実施するこ とが要求されることにあり,あくまで回復を求められる機能として想定されている 道路の機能は円滑な交通の確保すなわち通行機能にあるということができる。

さらに、原因者工事施行命令制度によって原因者が負う負担は、一般不法行為法理に基づく負担に比して極めて重いものであるから、同制度の適用範囲についても限定的に解すべきであり、対象者をして権力的支配関係に属する作用としての公法上の特別な人的公用負担を負わしめるに値する場面、すなわち、権力的支配関係と親和する消極的規制的要請に基づく通行機能の回復に必要な範囲に限るべきであり、これを超えて権力的支配関係とは馴染まない積極的規制的要請である生活環境施設機能の回復にまで及ぼすべきではない。

したがって、道路法上の制度である原因者工事施行命令制度によって原因者に回復を命じることができる範囲についても、通行機能の回復に限られるというべきであり、本件街路灯が通行機能だけでなく、美観面に配慮して設計されたものであって生活環境施設としての機能を併せ有しているとしても、通行機能を超える生活環境施設としての機能については不法行為法理によるべきであって原因者工事施行命によって原因者である原告に対して回復を命じることは違法である。

(被告の主張)

道路は、交通施設として役割を果たすだけでなく、個々の住宅にとって日照や通風を確保する空間となるほか、子供が遊び、人々が散策し、近隣社会の交流が行われる重要な空間ともなるなど、人々の身近な生活環境施設としても重要な役割を果たしており(居住環境施設としての道路)、さらには上下水道、ガス、電気、電話、地下鉄、パイプライン等の都市生活を支える各種公共公益施設を収容する貴重な空間でもあって、道路の機能は通行機能に限定されるものではない。

本件道路は、尼崎市が近隣の住環境等に意を尽くすとともに、地域住民の交流空間として重要な役割を果たす「コミュニティ道路」として整備されたものある。そしてコミュニティ道路においては地域や沿道の状況等に応じ、歩車分離を図るだけでなく、自動車が高速で通行することができないように車道の導線に特殊な設計を行い、もって人と車との調和により歩行者の安全確保を図るととが自動といる。そして舗装や備え付けの街路灯等にも人々の心を和ませる美観的な大きれている。そして舗装や備え付けの街路灯等にも人々の心を和ませる美観的な大きなされていることからすれば、ここで果たす道路としての機能は、通行機能だけでなく、生活環境施設としての機能が大きな要素を占めている。したがって、本件道路の有する機能を回復するためには、特に本門

したがって、本件道路の有する機能を回復するためには、特に本件街路灯が地域の住環境の向上や近隣住民のコミュニティ機能の向上を目的に、美観面にも特に配慮して設計・設置されたものである以上、単にいわば市販品により街路灯の照度を確保すれば足りるというものではなく、その破損前の品質や美観を確保しうる復旧が不可欠というべきであって、かかる考慮に基づいてなされた本件処分は適法である。

原告の主張は、車両の通行の便のみを強調する極めて近視眼的な発想に基づくものであって、歩行者の利便や道路が市民生活の中核として都市景観の形成において重要な役割を果たしている事実を無視するものというほかない。 第3 争点に対する判断

1 原因者工事施行命令制度(道路法22条)は、市民生活上の利便に不可欠の重要性を有する公共用物としての道路について、原因者による道路の損傷、汚損等の行為により生じた道路に関する工事又は維持の施行を、道路管理者が原因者に命じることができる制度であるところ、道路法2条1項によれば、「道路」には「道路の附属物」を含み、道路の附属物とは、同条2項で、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、以下の各号に掲げるものをいうと定めている。

そして、同項2号は道路上の並木又は街灯を掲げており、本件街路灯が道路 の附属物に該当することについては、当事者間にも争いがないものと考えられる。

2 ところで、街灯は、安全かつ円滑な道路の交通の確保を主たる目的とするものではあるが、夜間の犯罪防止や町並みの美しさ等の生活環境施設としての機能も副次的に有しているといえる。

副次的に有しているといえる。 そして、生活環境施設といえども、公益性の高い施設であることに変わりはなく、また、街灯とともに道路法2条2項2号で道路の附属物として規定されている並木が、歩車の分離としての機能も有するものの、むしろ生活環境施設としての機能の方が大きいとも解されることからすれば、道路の附属物に該当する施設が、交通安全のための機能に加えて生活環境保全機能を有している場合には、全体として、道路法1条に定める同法の目的である「交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること」に叶うものであるということができる。 3 証拠(乙1ないし4)によれば、一方では主に円滑な交通という観点から整備された道路も存在するものの、他方、歩道、自転車道及び買物道などにおいては、子供が遊び人々が散策するなど近隣社会の交流が行われ、都市公園等に代利にて日常的なレクリエーションやスポーツの場、すなわち生活環境施設として利用されている道路もまた存在し、近年道路が有する後者の機能が重要視されてきてると、そのような観点に基づき、市町村道の整備にあたって通過交通を処理するとは、そのような観点に基づき、市町村道の整備にあたって通過交通の整備を収割するとともに、歩道部分についてその幅員を拡大し、また植樹、ストリートファニチャーを施すなどして美観面にも配慮するなどして生活道路として歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境の形成を図っていることが認められる。

かかるコミュニティ道路等が有する生活環境施設としての道路の機能は、同様にレクリエーションやスポーツの場としての機能を有し、かつそれが第一次的機能である都市公園について、原因者工事施行命令制度と同様の趣旨に基づくも原因者負担金制度がとられていること(都市公園法13条)からすれば、極めて重要な機能であるというべきであるし、また、生活環境施設としての機能を充実させることによって、幹線道路を通行する歩行者をコミュニティ道路等に集中させてこれをとによって、幹線道路を通行する道路を分離を図り交通の安全に資するということができるから、かかる道路の生活環境施設としての機能は、道路の交通機能も関連性を有するといえる。

1 4 (1) 1 2 0 1 ないし 8 (1) 2 0 1 ないし 2 6 (1) 1 3 の 1 ないし 2 0 (1) 及び弁論の全趣旨によれば、本件道路は、歩行者の通行を優先々の 4 ないし 2 0 (1) 及び弁論の全趣旨によれば、本件道路は、歩行者の通行を優先々の 5 (1) を加速入を抑え、地域内の 5 (1) をでは、本件道路では、地域の 5 (1) をでは、大きなのの 5 (1) をできるが 5 (1) をできるが 6 (1) をできるが 7 (1) をできるが 8 (1) をできるが 9 (1) をできるが 8 (1) をできるが 9 (1) をできるが

本件道路は歩道等の幅員を広く確保し、植栽等にも配慮するとされているコニティ道路であって生活環境施設としての機能を有することからすれば、道路交通の安全を目的とする照明機能に加え美観面も重視して改置された本件街路灯は、交通の安全という道路の交通機能と生活環境施設としての機能を併せ持つのであるといえ、後者の機能を有する施設として特別に施されている耐候性鋼にからでは、通常の塗装であれば必要となる修繕等が不要になるメリットもあることから必ずしも美観面のみを重視して採用された材質ということはできない上、他の道路のデザインについても特段過度の装飾等が施されているわけではない上、他の道路においても類似の塗装やデザイン等が施された街路灯が多数設置されている事実を総合すれば、本件街路灯における生活環境施設としての機能の面から採用された街路灯の材質及びデザインが、過剰の装飾であるということはできない。

15 以上のとおりであり、本件街路灯についてなされた本件処分は適法である。原告は、原因者工事施行命令制度によって原因者が負う負担は、不法行為法理に基づく負担に比して極めて重いものであるから、同制度の適用範囲については限定的に解するべきであると主張するが、前記のとおり副次的な機能も含めて全体として公益性を有する道路の附属物について、同制度を適用することができることは法文解釈上明らかであり、前記認定の本件街路灯の特質等からすると、本件街路灯についてその全体の復旧を命じることに違法な点があるとは解されない。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

 裁判長裁判官
 前
 坂
 光
 雄

 裁判官
 寺
 本
 明
 広

 裁判官
 窪
 田
 俊
 秀